#### トマス・ポッゲ『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか』

# 第2章 人権をどのように考えるべきか?

2011年6月30日 内村千夏 原健太郎 湯村誠一

# 要約

# 0. 序

法律上の人権と、道徳上の人権は違う 統治主体が正統性を有するのは、道徳的人権を尊重する場合だけ

# 1. 自然法から自然権

道徳的人権の概念は、自然法と自然権の概念から発展してきた 発展の過程では、 連続して共通している側面と、 断絶して変わっている側面がある

#### 連続面

特別な部類の**道徳的関心事**(すなわち、すべて中で最も**重要**であり、かつ、**無限定**で、**広 範に共有されうる**関心事)を表現するために使われてきたという点が、連続している

#### 道徳的関心事であるということの意味は?

自然法・自然権・人権が、人間の行為・慣習・諸制度に対して、道徳的要請をなす **重要な役割とは、何に対して**?

諸他の道徳的および道徳的でない関心・考慮事項に対して、優先する

#### 無限定に共有できるってどういうこと?

諸個人がある道徳的要請を<u>尊重(理解・承認)すべき</u>か否かは、彼らの特定の時代、文化、宗教、道徳的伝統、哲学に依存しない、ということ

# 広範に共有できるとしても・・・

諸個人がある道徳的要請を<u>実現できる</u>か否かは、彼らの特定の時代、文化、宗教、道徳 的伝統、哲学に依存する、ことになる

#### 断絶面

#### 自然法から自然権

- ・自然権を侵害するということは、ある人がその自然権の主体(人間)を不当に扱うということを意味する。自然権の主体は道徳的主張の源泉と見なされ、一定の道徳 的立場・価値をもつと認められる
- ・自然法を侵害するということは、神に悪事を働いたとか、宇宙の調和的秩序を乱す ということを意味するだけで、人間に対する侵害とはならない

自然法的な考え方が排除され、 世俗化が促進される

> 上級な道徳的要請の集合は、拡大しかつ多様になっ た世界においてこそ、広範に共有可能になる

道徳的な義務、自分自身に向けられる義務、動物に対する我々の行為に課せられる道徳は失われる

道徳的義務を尊重しようとするその人の関心が、他 者への関心によって動機づけられているということ が明らかになる

# 2. 自然権から人権

さらに世俗化が強調される。これによって、広範な共有可能性は持続的に維持され、ある特別な種類の道徳的要請と、道徳的価値の主体としての存在(権利保持者)との連関が完全に明示化される

道徳的リアリズムを拒絶するあらゆるタイプの人々にもアクセス可能となる 妥当な道徳的要請を提起するのはすべての人間であり人間のみであるので、すべての人間は完全に同じ人権を有する

人権侵害と見なされる場合は、何らかの意味で公式のものでなければならないということが意味されるようになった。つまり、人権とは、特定の権力源泉からの侵害に対してのみ諸個人を保護するということになった

例:車を盗人に盗られた場合、政府に押収された場合。後者が人権侵害と見なされる

## 3. 公式の軽視

## 世界人権宣言 19 条を例に、どのように公式の軽視の尺度を導けばよいか?

法律のみを決定的な尺度にすることは不適切

役人たちが頻繁にかつ罰せられることなく、法的権利を侵害する可能性 政府が保護されるべき権利に対して実際に干渉している程度に焦点を当てるのも不十分 政府によって組織または援助される諸個人によって彼らが罰せられることなく権利が 抑圧される可能性

一部の諸個人が表現の自由を制限されているが、その剥奪に対して公式の対応が全くない、または口先での対応があるだけという場合

人々が自分の「保護される」行為が現実には実効的に保護されない状況

### 「公式の軽視概念」「公式の侵害概念」

- (a) この権利に関して発生している侵害の適切な部分集合
- (b)該当権利およびそれに関して発生しているあらゆる侵害に対する政府と人々の態度に ついての様々な事実
  - \* 真に権利が保障されるためには、政府に対応を求めるだけでなく、**市民も**その政治的 実現のために働く必要がある

## 4. 広い消極的義務

リバタリアンの主張「権利に対応する義務は消極的義務のみである」

### ポッゲの提示する人権の制度的解釈

 $X \land O$ 人権を規定することは、その成員すべてが $X \land O$ 保障されたTクセスを持てるような形で任意の社会ないし他の社会システムが それが無理なく可能である場合には (再)編成されるべきである

責任とは、社会の全成員が人権の目的に対する保障されたアクセスを持つことが 担保されるような制度秩序と公的精神を求めて努力すること

人権侵害の被害者を守ることを目指して、または、可能であるならば制度改革を通じた保障されたアクセスの確立を目指して、他の人々とともに努力するという消極的義務を負う\*この解釈であればリバタリアンが認めない社会的・経済的人権概念も守ることができる

# 5. マニフェスト権利への批判

社会的・経済的な権利は斥けられることが多い(マニフェスト権利)

世界人権宣言 25 条に記されている権利

ここでは、この権利がマニフェスト権利であるか否かをテストする。

### 世界人権宣言 25 条

すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に 十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不 可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

## まず、マニフェスト権利とは?

#### 筆者定義

- 1) 想定される権利保持者が、そもそも権利を有していない
- 2-a)権利保持者が権利を有する為に誰が何をすればいいのかわからない(抽象的)
- 2-b)権利保持者が権利を有す事態を実現させる要請を<u>無理なく満たせない</u>

社会的・経済的な権利が問題となるのは、それらが満たされない文脈なので、ここでは、マニフェスト権利への批判を反証するために、筆者は、2-a)および 2-b)の両方を否定する。

## 2-b)の否定

「25条がマニフェスト権利であるという主張」

非常に貧しい社会は、その成員すべての生活を良い生活にすることは不可能である。

そのような便益への権利は単なるマニフェスト権利である。

( その非常に貧しい社会が無理なく満たすことのできない要請であるから)

## 「25条がマニフェスト権利であるという主張」の欠陥

非常に貧しい社会は成員の生活を良い生活にすることはできないが、その成員が良い生活 を享受することを妨げている諸要因を克服するといった方向では努力することができる。

本来回避できる(=無理なく克服できる)諸要因によって<u>良い生活の希求を妨げら</u>れないという権利は、マニフェスト権利ではないことになる。

# つまり

本来回避できない諸要因による貧困から救われる権利 マニフェスト権利である 本来回避できる諸要因による貧困から救われる権利 マニフェスト権利ではない

人権は、その求めるところが実現できるか否かで権威(道徳的拘束力)が変化するものである。

(=飢えているからといって、飢えているものから物を奪うことはできない)

# 2-a)の否定

- )社会の各成員は、資力に応じて、全員が自らの市民的権利(= 非道・非人間的取り扱いに服さない権利)の目的を実現できる社会の創出・維持に手を貸すべきという要請は具体性に欠ける。
- ) 具体性に欠ける(=抽象的)要請は、マニフェスト権利である 社会の各成員は、資力に応じて、全員が自らの市民的権利の目的を実現できる社会 の創出・維持に手を貸すべきという要請はマニフェスト権利である

#### 本当にそうだろうか?

筆者は、社会が非人間的に扱われている召使を保護する義務を有するのと同様に、社会(= 国際社会か?)の各成員は資力に応じて、万人が基礎的必要を充たす社会的・経済的秩序 を創出・維持することに手を貸すべきだと主張している

# 6. 人権の種類

#### 筆者が、2.4・2.5 で企図したこと

市民的・政治的な権利(西欧諸国側)を強調する人々と社会的・経済的・文化的な権利(発展途上国側)を強調する人々の間にあるギャップを制度的な解釈で狭めること。

#### 制度的な解釈

回避可能にも関らず、基礎的必要を充たさないよう一部の人々の自由を制限するような、 強制力の伴う制度的秩序を維持するようなことに、人間は加担すべきではない。

# 制度的解釈によると、人権を満たす方法は時と所に応じて様々に変わる。

市民的・政治的な権利を強調する人もその権利の目的を実現することに効果的であれば、 貧困や文盲を減らす(=社会的・経済的・文化的な権利)制度改革に尽力する。 これは、逆の場合でも同様である。

# 論点1

○×小学校の5年3組の教室では、のびた、すねお、たけし・・・が仲良く勉強している。ところが、最近たけしは体が大きいからという理由でジャイアンと呼ばれるようになり、体が大きいことにコンプレックスを持つたけしはそのことにひどく心を痛めていた。このとき、広い消極的義務を採用するとすれば、「他人をあだ名で呼ばない」という制度を導入することをも認めることになると考えられるが、この制度を導入すればあだ名で呼び合うという他人(今回のいじめに加担していないもの)の利益も害することになってしまう。それでも、私はこの制度をとりいれるべきだろうか?

# 論点2

某月某日、かの有名なテロリスト組織「ロケット団(以下R団)」のリーダー「サカキ」の居場所を突き止めた。R団はこれまで、国家転覆を画策したり他人のペットの略奪を行ったり、5年前のSCビルジャック事件の指揮を執ったのもサカキだとされている(声明あり)ここで、サカキを捕らえて裁判にかけようとすれば、R団の残党による報復テロなどの被害が懸念されるが、それでもサカキを裁判にかけるべきだろうか?それとも、裁判を経ずに軍隊によって殺害すべきだろうか?

# 議論のまとめ

#### 論点1

「広い消極的義務を採用すべきでない」5人

- ・制度を取り入れても、本質的な意味で、イジメは改善されない。制度が形骸化する
- ・制度を持ち出して押さえつける。これはあたかもタバコの火を消防車で消すのと同じ。 常識、良識に任せるべき
- ・あだなは文化である。むやみに押さえつけるより、イジメが起きた後に、「なぜイジメを したら駄目なのか」を教えたほうがいい

### 「広い消極的義務を採用すべき」7人

- ・あだ名で呼ばないことくらい、なんてことない
- ・加害者が止めないなら、周りが助けないといけない
- ・下の名前で呼ぶだけでも親しみがわく
- ・いじめっ子が、相手にいやなあだ名をつけて呼ぶ権利は、正当な権利ではない。これは 制限しても許される
- ・「いやなあだ名で呼ばない制度」なら賛成

#### 論点1の感想

後半に、「いやなあだ名で呼ばない制度なら賛成」という意見が発せられて、この意見から、「そもそも広い意味での消極的義務とはどのようなものなのか」という疑問についての議論へ滑走した。その中で、「傍観者は、加害者といえるか」という、より絞られた論点が提起されて、それについても話し合った。

ポッゲの提起している広い意味での消極的義務の概念は、レジュメをまとめているとき にも理解しにくかった点なので、今回、それについての理解が進んでよかった。

### 論点2

「裁判にかけるほうが正しい」全員

- ・裁判権は国家の根源である。それを軽視すると、裁判が形骸化する
- ・真実を知る権利を国民はもっている
- ・悪い人だから人権を認めないという考えがエスカレートするといけない
- ・国民にしめしをつけるために必要
- ・テレビで悪人に対して罵倒している様子があって、みんなふつうにそれを聞いていたことがあったが、その現象とこの問題とは似ている。感情に任せて殺してしまうのは許されない

#### 論点2の感想

「完全な悪人に人権はあるのか。人権は絶対的なものかどうか」という点を明瞭にする ために、今回の論点を提起したが、うまく人数が分かれなかったので申し訳なかった。

以下の点について、もうすこし議論を進めたかった。「人権は絶対的であると認めても、 どの人権が絶対的なのか。命に対する権利はみんなもっていて、これが絶対的なのか、それとも、公正な裁判を受ける権利が絶対的であって、これはどんなことがあっても侵害してはいけないことなのか。後者であれば、命に対する権利よりももっと大切であるととらえているが、これは許されるか」という点について、意見を整理したかった。

#### 総括

論点1では、ポッゲの提起する「広い意味での消極的義務」がどのようなものなのかについて、積極的義務や狭い消極的義務と対比させながら議論を進行するうちに、それがしだいに明瞭になっていった。今後、不公正な貿易取引の問題について考えるときに、この原点に立って理解を進めることができればいいと思った。

論点2では、「完全な悪人には人権があるのか」という点について議論を進めることが目的だったが、みんなの意見を聞いてみると、悪人を裁判にかけたときに社会でどのような現象が起こるかということについての意見が多くて、確かにそれは妥当な説明だったし、それを聞くことは個人的にも大きな知的快楽だったが、欲張って言えば、これを手掛かりにしてもう一個何か適当な意味を拵え上げることができれば、各自有力な意見に結晶すると思った。例えば、裁判が形骸化するのはなぜいけないのかとか、真実を知る権利があるのはなぜかとか、もう一歩進んで考えてみると面白いと思った。

今回の2つの論点では、道徳的な推論を進めやすくしようと思って、複雑な要素を排除 した仮想事例を立てて、羞恥を押し殺しつつ開陳したが、議論してみてわかったのは、仮 想事例を用いる際は、細かい前提を設定しておかないと、しばしば細かい点に目が奪われ てしまって、議論が停滞するということであった。